

参謀本部と登戸研究所による対中国謀略 —アジア太平洋戦争開戦80年—

明治大学平和教育登戸研究所資料館長 山田 朗（文学部教授）

はじめに（本報告の目的）

- [1] 企画展の内容をより深く理解していただくために、時代状況を通史的に解説する。
アジア太平洋戦争（1941年～1945年）開戦80年にあたり日中戦争からの連続性を確認
 - [2] 政治謀略の中心であった汪兆銘工作について解説する。
 - [3] 経済謀略の中心であった偽札工作について登戸研究所が果たした役割を解説する。
- ※【展示】は企画展展示の必見のポイント

I なぜ日中戦争は世界戦争に結びついたのか

1 満州事変・華北分離工作・盧溝橋事件という流れ

- [1] 満州事変（1931年）と「満州国」建国
→ 満蒙の権益確保・拡大という「成功事例」として認識される
- [2] 第2の「満州国」成立をねらう華北分離工作の活発化
→ 華北5省（河北・山東・山西・綏遠・察哈爾）の蒋介石政権からの分離を狙う
→ 出先軍（支那駐屯軍）が冀東防共自治政府・冀察政務委員会などの傀儡政権を育成
- [3] 盧溝橋事件（1937年7月7日）の拡大
事件を利用して華北分離を実現しようとする考えが底流に

2 局地紛争から全面戦争への拡大

- [1] 目的なき戦争
当面の目標が華北分離から蔣政権打倒へ → 華中（上海方面）に戦火拡大（8月）
「北支事変」（7月11日）から「支那事変」（9月2日）へ
- [2] 宣戦布告なき戦争
陸海軍省はそろってアメリカの「中立法」適用を恐れ、宣戦布告に反対
国際的には「戦争」ではないので、諸外国が中国を支援することも可能に

3 戦争泥沼化の原因：初期和平工作打ち切りと第1次近衛声明

- [1] ドイツ駐華大使トラウトマンを介しての蔣政権との和平交渉（9月～）
詰めの段階まで至るも、南京陥落（12月13日）により日本側が強気（賠償要求）に
- [2] 御前会議で「支那事変処理根本方針」を決定（1938年1月11日）
→ 蔣政権が和を求めてこなければ、以後は相手としないという方針を決定
→ 第1次近衛声明＝「国民政府を相手とせず」政府声明（1月16日） → 【資料1】
→ トラウトマン工作を打ち切り、蔣政権の存在を否定、新政権育成へと舵を切る
- [3] 自ら外交交渉の相手を否定、戦争終結の手段を失い、戦争は泥沼化

4 戦線のさらなる拡大と外交的手詰まり

- [1] 傀儡政権の擁立……現地軍の対抗意識を反映して分立、統治能力なし
1937年12月：中華民国臨時政府（北京）、1938年3月：中華民国維新政府（南京）
- [2] 現地軍はさらに大作戦を続行（1938年4～6月－徐州作戦、6～11月－武漢作戦）
- [3] 外交的手詰まり打開の模索
内閣改造（1938年5月）、宇垣一成が外相に就任、和平をさぐる
→ 「相手とせず」声明を白紙還元し、和平交渉を開始する意向
→ 国民政府行政院長・孔祥熙と接触はかる（香港で和平条件を打診）も陸軍の策動で失敗

5 政治謀略 (汪兆銘工作) : 国民政府 (蔣政権) の分裂を策する謀略の始まり

- [1] 武漢・広東の失陥に国民政府内でも動揺
共産党の影響力拡大を恐れた汪兆銘 (精衛) 国民党副総裁らは対日早期講和を主張
- [2] 陸軍、極秘裡に汪兆銘派と接触
 - ・ 外交部前亜州司長 高宗武、ひそかに来日、板垣征四郎陸相らと接触 (7 月)
 - ・ 影佐禎昭軍務課長・今井武夫参謀本部支那班長は汪腹心の高宗武・梅思平と和平工作
- [3] **第 2 次近衛声明＝「東亜新秩序」声明 (11 月 3 日)** → **【資料 2】**
第 1 次声明＝「対手とせず」声明を事実上撤回、汪兆銘派との提携による和平に期待
- [4] 「日華協議記録」調印 (上海 11 月 20 日) ……影佐・今井と高・梅の間で
講和条約案の骨子
日華防共協定締結、日本軍の防共駐兵、満州国承認、日華経済提携、治安回復後 2 年以内の日本軍の撤兵、汪兆銘による新政権樹立
- [5] 日本側による和平条件吊り上げ (御前会議 11 月 30 日)
賠償請求を加え、撤兵時期は明示せず → **【資料 3】**
- [6] 汪兆銘は重慶を脱出 (12 月 18 日)、ハノイへ (1939 年 4 月まで滞在、5 月に上海へ) **【展示】**
第 3 次近衛声明 (「近衛三原則」: 善隣友好・共同防共・経済提携 -12 月 22 日) 発表
→ 「撤兵」に言及せず → 条件わるく、汪兆銘に同調する者減少
→ 謀略の失敗、汪兆銘の影響力低下 (それでも日本は 1940 年 3 月に汪政権を成立させる)

6 「東亜新秩序」声明と対英米関係の悪化

- [1] 「東亜新秩序」声明に反発する英米
1938 年 12 月 30 日…米、門戸開放原則を無視した「新秩序」容認し難い旨を通牒
1939 年 1 月 14 日…英、九か国条約の規定の一方的変更は容認し難い旨を通牒
- [2] 英・米、対中借款を設定、中国支援の姿勢を明確に
ソ連も蔣政権に武器 (戦闘機・爆撃機など) を提供
- [3] 広東・海南島・汕頭 (6 月) 占領 → 英・米・仏の対日警戒心高まる
香港ルート遮断により「援蔣ルート」は仏印ルート・ビルマルートが中心に
- [4] 北支那方面軍、天津の英仏租界を封鎖 (1939 年 6 月 14 日)
日本国内でも英を「援蔣の元凶」とする排英運動 (7 月)
米、日米通商航海条約の廃棄を通告し (7 月 26 日)、英を支援する姿勢示す
→ **日中戦争は日本 vs 中国 + 英米仏ソの世界戦争の構造に**
- [5] 中国 (蔣政権) を支援する英、英を支援する米
→ 英・米を押さえ込むためにドイツに接近 (1940 年 9 月三国同盟締結)
→ すでに戦争をしているドイツとの同盟は、対英米戦争を不可避にさせた

II 中国における政治謀略戦

1 謀略戦の中心機関＝大本営 (参謀本部) 謀略課

- [1] 大本営謀略課の設置 (1937 年 11 月、大本営設置にともない)
官制上は、1940 年 8 月に参謀本部第 2 部第 8 課として設置されたことになっている
- [2] 謀略課の陣容 (1937 年の設置時)
課長 : 影佐禎昭大佐 → 1938 年 6 月～陸軍省軍務課長、1939 年 8 月 **梅機関長【展示】**
課員 : 唐川安夫中佐 → 後方勤務要員養成所 (中野学校の前身) 設置を発案
岩畔豪雄中佐 → 対中国偽札工作を発案、1939 年 2 月～陸軍省軍事課長
臼井茂樹中佐 → のちに桐工作を推進

2 上海における謀略戦

- [1] 日本軍の支配権が及ばない上海共同租界とフランス租界
 - 1937年11月：日本軍、激戦の末、上海を占領
 - 日本側の上海市政府と工部局（共同租界の独自の市政府）による二重支配
 - 共同租界とフランス租界は外国軍隊と工部局警察が警備
- [2] 謀略戦の坩堝としての上海共同租界
 - 中国の金融・貿易・流通業の中心地、蔣政権の法幣が通用
 - 援蔣物資搬入と抗日運動の拠点、中国・英米仏ソ vs 日本・汪の謀略の坩堝

3 梅機関+汪兆銘派 vs 蔣政権の暗闘

- [1] 汪兆銘、ハノイから上海に到着 (1939年5月)
- [2] 参謀本部、汪兆銘工作のために上海に**梅機関**を設置 (1939年9月) ……………【展示】
 - 汪兆銘と側近である**周仏海**・梅思平・陳公博たちを日本軍憲兵の手で厳重に保護
- [3] 梅機関は中国における日本軍の秘密戦の中心機関に
 - 在華米軍に関する情報収集、同基地の破壊、対重慶防諜・諜報、物資買い付け
 - 梅機関長・影佐禎昭少将**による日本新聞各社の取り込み
 - 重慶・汪と上海マフィア（青幫）も参入してのテロ対テロの抗争
 - 汪側特務機関「ジェスフィールド76号」の暗躍……………【展示】
 - 1939年だけで上海で2000人以上が殺害された

4 汪兆銘政権の成立 (1940年3月)

- [1] 汪兆銘による南京「還都」宣言 (1940年3月30日)
- [2] 日華基本条約の調印 (1940年11月30日)
 - 蔣政権否認、共同防共、日本軍による治安維持、日本艦船の駐留、日本への資源供給
- [3] 汪兆銘・周仏海らの来日
 - 【映像資料】「汪精衛主席訪日の途へ」『日本ニュース』第54号 (1941年6月17日公開)
 - 【映像資料】「汪精衛院長感激の訪日声明」『日本ニュース』第55号 (1941年6月24日公開)
 - 周仏海の日記を分析……………【展示】
- [4] アジア太平洋戦争開戦にともなう租界の接收 (1941年12月)
 - 【映像資料】「米英戦力の基地租界を電撃接收」『日本ニュース』第80号 (1941年12月16日公開)
 - 【映像資料】「上海諜報団検挙」『日本ニュース』第107号 (1942年6月22日公開)
- [5] 清郷工作の実施……………【展示】
 - 抗日勢力と住民の接触を断つため、村を竹矢来で囲み検問所によって外部と遮断
 - 日本側の調査でも「清郷工作の困難性」が指摘されている……………【展示】

Ⅲ 中国における経済謀略戦

1 経済謀略の第1段階：密貿易と円系通貨圏の形成

- [1] 経済謀略の始まり
 - 「冀東特殊貿易」：冀東（河北）の海関（税関）を通さずに日本商品を陸揚げ
 - 円系通貨圏（日本銀行券・満州中央銀行券・朝鮮銀行券・横浜正金銀行券）構築を目指す
- [2] 中華民国における幣制改革 (1935年～)
 - 英国リース・ロスを招いて法幣制度を確立、全国統一通貨圏・経済圏の成立めざす
 - （従来は地方ごとの通貨制度によって、国内が単一通貨圏・経済圏ではなかった）
- [3] 日中戦争の全面化 (1937年7月) 以降の通貨戦
 - 日本軍占領地ごとに**円系通貨**を流通させる試み……………【展示】

- 1938 年 3 月：中華民国臨時政府（北京）による中国聯合準備銀行の設立、**聯銀券**の発行
- 1939 年 5 月：中華民国維新政府（南京）による**華興商業銀行**の設立、**華興券**の発行
- 1941 年 1 月：汪兆銘政権（南京）による中央儲備銀行の設立、**儲備券**の発行
- 同時に、日本軍は**軍票**での支払いも実行（軍票のみの地域も）
- 華興券は回収、聯銀券・儲備券・軍票を蒋介石政権の法幣と同価値で発行
- 円系通貨の信用は上昇せず（日本軍は物資調達に困難をきたす）

2 経済謀略の第 2 段階：法幣偽造による通貨謀略

- [1] 参謀本部第 7 課（支那課）、のち第 8 課（謀略課）が通貨謀略を構想（1938 年 10 月～）
岩畔豪雄による**偽造紙幣工作**の発案
 - 中国経済を混乱させて抗戦力を減殺しようとする経済謀略 → **【資料 4】**
- [2] 登戸研究所（「陸科研」登戸出張所）に第三科設置、法幣偽造の開始（1939 年 8 月）
科長：山本憲蔵主計少佐
最初は 8 名の体制で、中央銀行の五圓(元)券を試作（失敗）
 - 法幣はイギリスの抄紙（紙すき）・透かし技術を駆使して製造されていた
 - 「黒透かし」と絹糸漉き込みの技術的蓄積なし
 - 巴川製紙の技術を動員
 - 約 1 年かかって紙すき・透かし技術の課題を克服……………**【展示】**

3 経済謀略の第 3 段階：法幣大量偽造による物資調達

- [1] アジア太平洋戦争の開始、香港占領（1942 年 1 月）
1942 年春、香港の法幣印刷所から正式の原版・輪転機などを接收、登戸研究所に搬入
 - 1942 年夏以降、偽造法幣の大量製造が軌道に乗る
 - 1ヶ月に 1～2 億圓(元)を印刷・輸送
 - 五圓券・十圓券、のち百圓券・二百圓券を製造

4 偽札謀略の結末

- [1] 1942 年秋～1943 年：法幣不足（香港失陥のため）に陥った重慶政権に大きな打撃
- [2] 軍票・儲備券の信用失墜で法幣・偽造法幣の価値が上昇
 - 偽札は日本軍の物資調達、兵士の給与には大いに力を発揮した
- [3] 英米が法幣印刷・空輸をして中国を支援、次第に高額法幣を発行
 - 十圓券（1942 年）→ 百圓券 → 千圓券 → 一万圓券……百万圓券・二百万圓券（1945 年）
- [4] 軍事インフレーションの進行（1945 年春以降）
蒋介石政権による米からの武器調達、米からの借款による大量の紙幣導入
 - 日本側の低額偽札は無力化

おわりに

- [1] 政治謀略（汪兆銘工作）は、汪政権成立以前に失敗
- [2] 経済謀略は、円系通貨は信用されず、偽札は一時的に効果を上げるが、当初の目的であった経済混乱を起こすことはできず

【参考文献】

- [1] 山本憲蔵『陸軍贋幣作戦：計画・実行者が明かす日中戦秘話』（徳間書店、1984 年）
- [2] 斎藤充功『謀略戦 陸軍登戸研究所』（時事通信社、1987 年、学研M文庫、2001 年）
- [3] 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』（芙蓉書房出版、2001 年、新装版 2010 年）
- [4] 海野福寿・渡辺賢二ほか編『陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発—』（青木書店、2003 年）
- [5] 渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』（吉川弘文館、2012 年）
- [6] 明治大学平和教育登戸研究所資料館編『陸軍登戸研究所〈秘密戦〉の世界』（明治大学出版会、2012 年）
- [7] 山田朗『兵士たちの戦場：体験と記憶の歴史化』（岩波書店、2015 年）

資料編

【資料1】「国民政府を相手とせず」政府声明（第1次近衛声明：1938年1月16日）

帝国政府は南京攻略後尚ほ支那国民政府の反省に最後の機会を与ふる為め今日に及べり、然るに国民政府は帝国の真意を解せず漫りに抗戦を策し内民人塗炭の苦しみを察せず外東亜全局の和平を顧みる所なし、仍つて帝国政府は爾後国民政府を相手とせず帝国と真に提携するに足る新興支那政権の成立発展を期待し、是と両国国交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす。元より帝国が支那の領土及主権並に在支列国の權益を尊重するの方針には毫も変わる所なし、今や東亜和平に対する帝国の責任愈々重し、政府は国民が此の重大なる任務遂行の為め一層の発奮を冀望して止まず

出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下（原書房、1965年）386頁。

【資料2】東亜新秩序声明＝第2次近衛声明（1938年11月3日）

今や、陛下の御稜威に依り、帝国陸海軍は、克く広東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を戡定したり。国民政府は既に地方の一政権に過ぎず。然れども、同政府にして抗日容共政策を固執するかぎり、これか潰滅を見るまでは、帝国は断して矛を収むることなし。

帝国の冀求する所は、東亜永遠の安定を確保すへき新秩序の建設にあり。今次征戦究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日満支三国相携へ、政治、経済、文化等各般に互り互助連環の関係を樹立するを以て根幹とし、東亜に於ける国際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、経済結合の実現を期するにあり。是れ実に東亜を安定し、世界の進運に寄与する所以なり。

帝国が支那に望む所は、この東亜新秩序建設の任務を分担せんことに在り。帝国は支那国民が能く我が真意を理解し、以て帝国の協力に応へむことを期待す。固より国民政府と雖も従来の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の実を挙げ、新秩序の建設に來り参するに於ては敢えて之を拒否するものにあらず。

出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下（原書房、1965年）401頁。

【資料3】御前会議決定「日支新関係調整方針 別紙 日支新関係調整要綱」（1938年11月30日）
日支新関係調整要綱

第一 善隣友好の原則に関する事項

日満支三国は相互に本然の特質を尊重し渾然相提携して東洋の平和を確保して善隣友好の実を挙ぐる為各般に互り互助連環友好促進の手段を講ずること

一、支那は満州帝国を承認し日本及満州は支那の領土及主権を尊重し日満支三国は新国交を修復す

二、日満支三国は政治、外交、教育、宣伝、交易等諸般に互り相互に好誼を破壊するか如き措置及原因を撤廃し且将来に互り之を禁絶す

三～五、[略]

六、日本は新中央政府に少数の顧問を派遣し新建設に協力す特に強度結合地帯其他特定の地域に在りては所要の機関に顧問を配置す〔中略〕

第二 共同防衛の原則に関する事項

日満支三国は共同して防共に当ると共に共通の治安安寧の維持に関し協力すること

一、日満支三国は各々其領域内に於ける共産分子及組織を芟除すると共に防共に関する情報宣伝等に関し提携協力す

二、日支協同して防共を実行す 之か為日本は所要の軍隊を北支及蒙疆の要地に駐屯す

三、別に日支防共軍事同盟を締結す

四、第二項以外の日本軍隊は全般並局地の情勢に即応し成るべく早急に之を撤収す

但保障の為北支並南京、上海、杭州三角地帯に於けるものは治安の確立する迄之を駐屯せしむ

共通の治安安寧維持の為揚子江沿岸特定の地点及南支沿岸特定の島嶼及之に関連する地

- 点に若干の艦船部隊駐屯す尚揚子江及支那沿岸に於ける艦船の航泊は自由とす
- 五、支那は前項治安協力のための日本の駐兵に対し財政的協力の義務を負ふ
 - 六、日本は概ね駐兵地域に存在する鉄道、航空、通信並主要港湾水路に対し軍事上の要求権及監督権を保留す
 - 七、支那は警察隊及軍隊を改善整理すると共に之か日本軍駐屯地域の配置並軍事施設は当分治安及国防上必要の最小限とす

日本は支那の軍隊警察隊建設に関し顧問の派遣、武器の供給等に依り協力す〔中略〕

附

- 一、支那は事変勃発以来支那に於て日本国民の蒙りたる権利利益の損害を補償す
- 二、第三国の支那に於ける経済活動乃至權益か日滿支経済提携強化の為自然に制限せらるるは当然なるも右強化は主として国防及国家存立の必要に立脚せる範囲のものたるべく右目的の範囲を超えて第三国の活動乃至權益を不当に排除制限せんとするものに非ず

出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下（原書房、1965 年）405-407 頁。

【資料 4】対支経済謀略実施計画（1939 年）→1942 年以降の組織名が使用されている

一、方針

蒋政権ノ法幣制度ノ崩壊ヲ策シ、以テソノ国内経済ヲ攪乱シ、同政権ノ経済的抗戦力ヲ潰滅セシム。

二、実施要領

1 本工作ノ秘匿名ヲ「杉工作」ト称ス。

2 本工作ハ極秘ニ実施スル必要上、之ニ関与スル者ヲ左ノ通り限定ス。

(イ) 陸軍省

大臣、次官、軍務局長、軍事課長、担当課員

(ロ) 参謀本部

総長、次長、第一部長、第二部長、第八課長、担当参謀及部付将校

(ハ) 兵器行政本部

本部長、総務部長、資材課長

3 謀略資材ノ製作ハ陸軍第九科学研究所（以下登戸研究所ト略称ス）ニ於テ担当スルモ、必要ニ応シ大臣ノ認可ヲ得テ民間工場ノ全部又ハ一部ヲ利用スルコトヲ得。但シ機密保持ニ万全ヲ期スルヲ要ス。

4 登戸研究所ニ於テ製作スヘキ謀略器材ニ関スル命令ハ、陸軍省及参謀本部担当者ニ於テ協議ノ上、直接登戸研究所所長ニ伝達ス。

5 謀略資材完成シタルトキハ、其種類、数量ヲ陸軍省及参謀本部担当者ニ直ニ報告スルモノトス。

6 参謀本部ハ陸軍省ト協議ノ上、送付先ヲ定メ、所要ノ宰領者ヲ附シ極秘書類トシテ所定ノ機関ニ送附ス。

7 支那ニ本謀略ノ実施機関ヲ置ク（以下本機関ノ秘匿名ヲ松機関ト称ス）。本機関ハ差当リ本部ヲ上海ニ置クモ、支那又ハ出張所ヲ対敵貿易ノ要衝地並ニ情報収集ニ適シタル地点ニ置クコトヲ得。

8 本工作ハ敵側ニ対シ隠密連続的ニ実施シ経済攪乱ヲ主タル目的トス。コレカタメ法幣ヲ以テ通常ノ商取引ニヨリ軍需及民需ノ購入ヲ原則トスル。

9 獲得セル物資ハ軍ノ定ムル価格ヲ以テ各品種ニ応シ所定ノ軍補給廠ニ納入シ、得タル代金ハ対法幣打倒資金ニ充当ス。但シ別命アルトキハコノ限りニアラス。

10 松機関ハ松工作用資金並ニ獲得シタル資材ヲ常ニ明確ニシ、毎月末資金及資材ノ状況ヲ陸軍省及参謀本部ニ報告スルモノトス。

11 松機関ハ機関ノ経費トシテ送附セル法幣ノ二割ヲ自由ニ使用スルコトヲ得。

出典：山本憲蔵『陸軍贖幣作戦—計画・実行者が明かす日中戦秘話—』（徳間書店、1984 年）66 頁。